

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

第2章 高松市対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 警報および避難の指示等

第5章 救援

第6章 安否情報の収集・提供

第7章 武力攻撃災害への対処

第8章 島嶼部における全島避難

第9章 被災情報の収集および報告

第10章 保健衛生の確保その他の措置

第11章 国民生活の安定に関する措置

第12章 特殊標章等の交付および管理

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

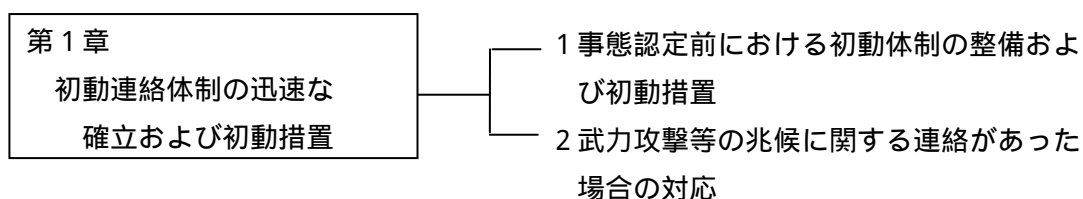
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 主な実施担当 | 市（全部局） |
| 関係機関 | 全指定地方行政機関, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関, 県 |

計画の体系

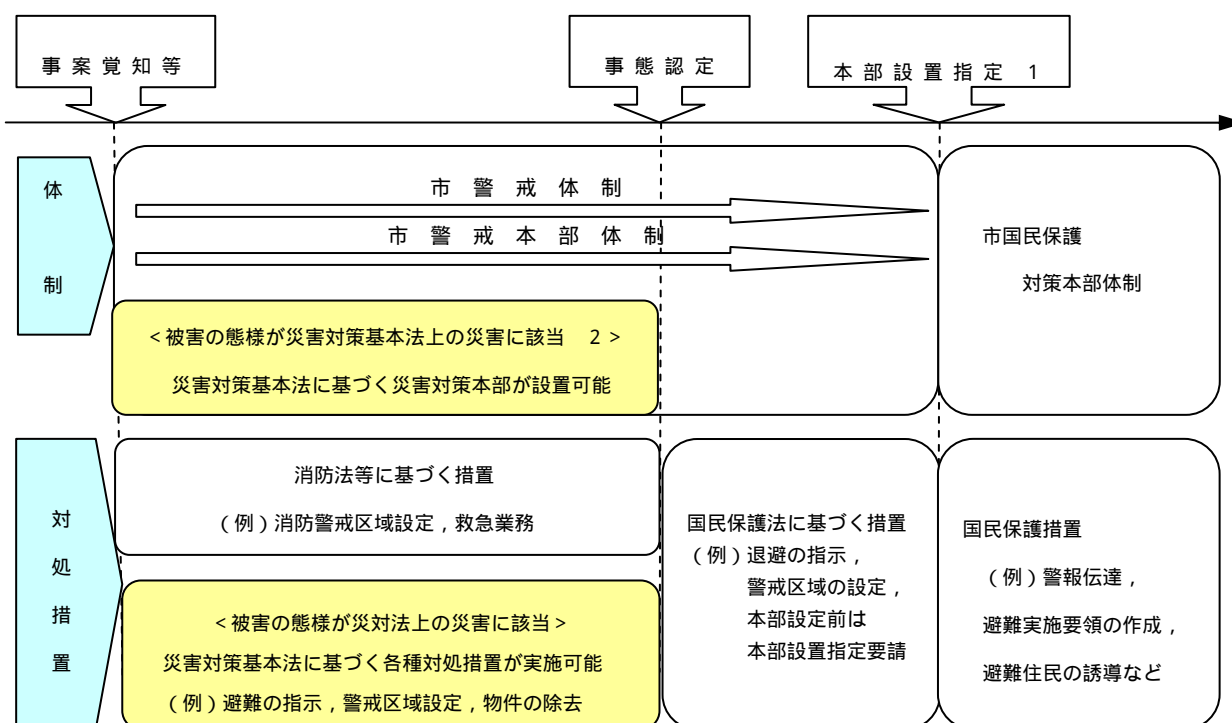


1 事態認定前における初動体制の整備および初動措置

(1) 初動体制

市長は、事態認定につながる可能性があると考えられる事実が発生するおそれがあるとの通報または通知を受けた場合や、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の事案を把握した場合には、国の事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずる。

被害の程度等に応じて、市警戒体制または市警戒本部体制をとる。



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている。

(2) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行

市は、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置し、(1)で設置した初動体制は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等および緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動

体制を確立して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 高松市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 主な実施担当 | 市（全部局） |
| 関係機関 | 全指定地方行政機関, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関, 県 |

計画の体系



1 高松市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および都道府県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員および市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡通報メール等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎32会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連

絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位：消防局庁舎 第2順位：水道局庁舎）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成および機能

市の各部局は、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において必要な措置を実施する。

また、各部局から市対策本部へ支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。市対策本部内には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、各関係機関との連絡調整、通信回線や通信機器の確保、その他対外的な広報活動を行う事務局を整備する。

市対策本部の組織構成および各組織の機能は以下のとおりとする。

ア 市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員

(ア) 市対策本部長は、市対策本部の事務を総括する。

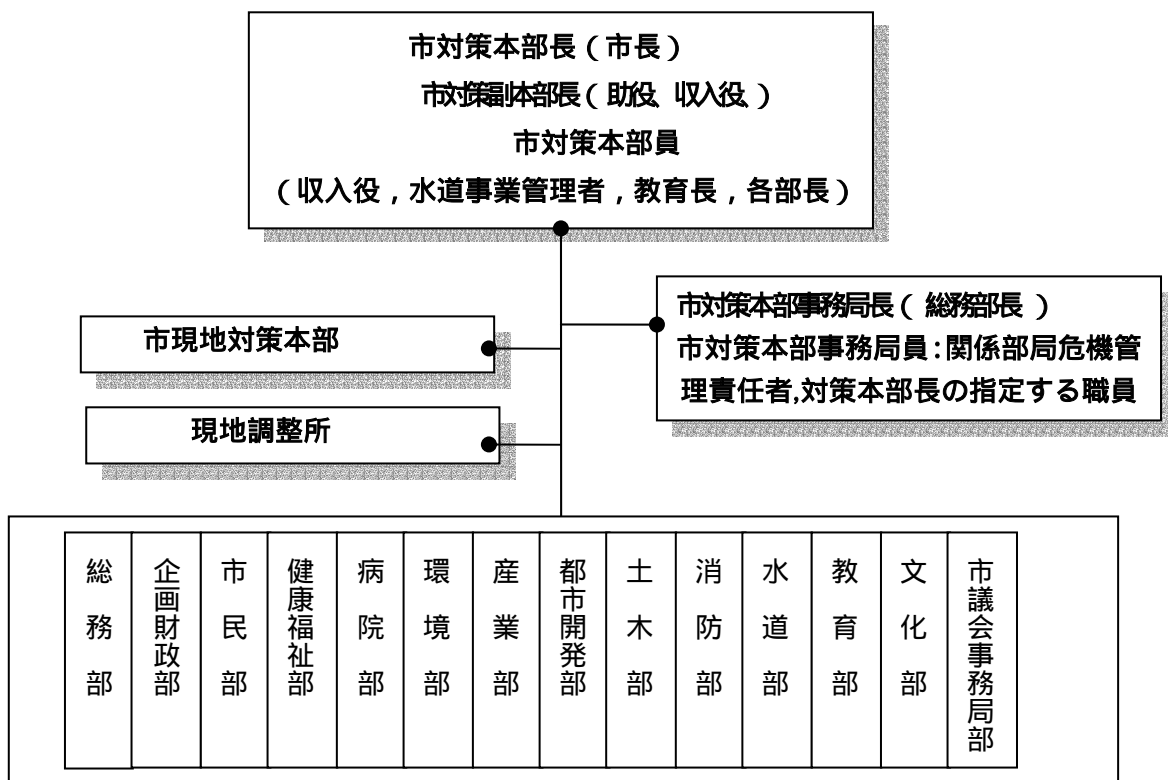
(イ) 市対策副本部長は、助役、収入役をもって充てる。ただし収入役は市対策本部員を兼ねることとする。

(ウ) 市対策本部員は水道事業管理者、教育長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健康福祉部長、病院部長、環境部長、産業部長、都市開発部長、土木部長、消防局長、教育部長、文化部長および市議会事務局長の職にある者を充てる。

イ 市対策本部事務局

市対策本部に事務局を置く。市対策本部事務局長は総務部長とし，市対策本部事務局員は関係部局危機管理責任者および市対策本部長の指定する職員をもって充てる。

【市対策本部の組織構成および各組織の機能】



市対策本部の各部局における武力攻撃事態等における業務

| 部局名 | 担当課 | 武力攻撃事態等における業務 |
|-------------------|---|--|
| 総務部 (総務部長) | 秘書課 国際交流室 庶務課 防災対策室 人事課 情報システム課 広聴広報課 | 1 市対策本部に関すること 2 通信体制の確保に関すること 3 県, 指定地方行政機関, 指定地方公共機関, 自衛隊等との連絡調整に関すること 4 危機情報等の収集, 分析, 提供に関すること 5 特殊標章等の交付, 管理に関すること 6 警報の伝達, 避難の伝達, 緊急通報に関すること 7 被災情報の収集・提供に関すること 8 安否情報の収集・提供に関すること 9 報道機関との連絡調整に関すること 10 在日外国人団体との連絡調整に関すること 11 国民保護に関する広報および広聴に関すること 12 その他各局区の属さない国民保護措置等に関することなど |
| 企画財政部 (企画財政部長) | 企画課 行政改革推進室 財政課 納税課 市民税課 資産税課 財産活用課 公有財産管理室 | 1 国民保護対策関係の予算, その他財務に関すること 2 被災者に対する市税の減免および徴収猶予に関すること 3 現金および物品の出納および保管に関することなど |
| 市民部 (市民部長) | 地域振興課 男女共同・市民参画室 市民やすらぎ課 市民課 人権啓発課 保険年金課 ----- 出先機関 各支所・出張所 | 1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集および連絡調整に関すること 2 遺体の検案およびこれに必要な措置に関すること 3 埋葬・火葬に関することなど |
| 健康福祉部 (健康福祉部長) | 健康福祉総務課 介護保険課 ----- 障害福祉課 長寿社会対策課 保護課 こども未来課 保育課 ----- 保健対策課 感染症対策室 生活衛生課 保健センター ----- 地域包括支援センター | 1 乳幼児等の救護, 安全確保, および支援に関すること 2 防疫に関すること 3 赤十字標章の交付, 管理に関すること 4 高齢者, 障害者等の救護に関すること 5 日本赤十字社香川県支部との連絡調整に関すること 6 生活必需品の調達に関することなど |

| 部局名 | 担当課 | 武力攻撃事態等における業務 |
|-------------------|---|--|
| 病院部 (病院部長) | 経営管理課 市民病院，塩江 病院，香川病院 | 1 医療に関すること 2 傷病者の受け入れに関すること 3 医療従事者の派遣に関することなど |
| 環境部 (環境部長) | 環境政策課， 環境施設対策室 環境保全課 廃棄物指導課 環境業務課 適正処理対策室 収集体制準備室 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生処理センター | 1 廃棄物の処理に関すること |
| 産業部 (産業部長) | 商工労政課 観光課 農林水産課 土地改良課 ----- 競輪局事業課 ----- 中央卸売市場業務課 | 1 商工労働団体・機関との連絡調整に関すること |
| 都市開発部 (都市開発部長) | 都市計画課 交通政策室 都市再開発課 太田第二土地区画 整理事務所 建築指導課 公園緑地課 | 1 公園緑地の保全に関すること 2 建築物等の防災に関すること 3 住宅等の建設，補修のための融資等に関するこ となど |
| 土木部 (土木部長) | 監理課 技術検査室 道路課 交通安全対策課 河港課 建築課 住宅課 下水道管理課 下水道施設課 下水道建設課 | 1 水防に関すること 2 下水道管理施設の保全に関すること 3 道路の通行規制および交通の確保に関すること 4 港湾施設の保全に関することなど 5 応急仮設住宅等の確保および修理に関すること 6 市営住宅に関することなど 7 被災市街地の復興に関すること 8 道路・橋梁の保全に関すること 9 河川管理施設の保全に関することなど |
| 消防部 (消防局長) | 総務課 予防課 消防防災課 情報指令課 消防署 北 / 南 / 東 / 西 / 三木 | 1 消防活動に関すること 2 緊急消防援助隊の要請および受け入れに関するこ と 3 消防団活動に関すること 4 生活関連等施設，危険物質等の取扱所の安全対策 の支援に関することなど |

| 部局名 | 担当課 | 武力攻撃事態等における業務 |
|---------------------|--|---|
| 水道部 (水道事業管理者) | 経営企画課 財政管理課 お客様センター 水道整備課 給水維持室 浄水課 | 1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水に関する事など |
| 教育部 (教育部長) | 総務課 新設統合校整備室 学校教育課 社会教育課 少年育成センター 生涯学習センター 人権教育課 市民スポーツ課 教育文化研究所 高松第一高等学校 出先機関 | 1 避難場所の運営等に関する事 2 文教施設の保全に関する事 3 避難場所(学校施設に限る)の開設等の協力に関する事 4 被災児童および生徒の学生品の供給に関する事 5 被災児童および生徒の授業料等の減免に関する事など |
| 文化部 (文化部長) | 文化振興課 歴史資料館 中央図書館 菊池寛記念館 美術館美術課 市民文化センター | 1 文化財の保全に関する事 |
| 市議会事務局 (市議会事務局長) | 総務調査課 議事課 | 1 他部局に対する応援に関する事 |

本表に記載されていない業務の分担は、その都度本部長が定めるものとする。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関

資料編資料：【関係報道機関一覧】

(5) 市現地対策本部の設置

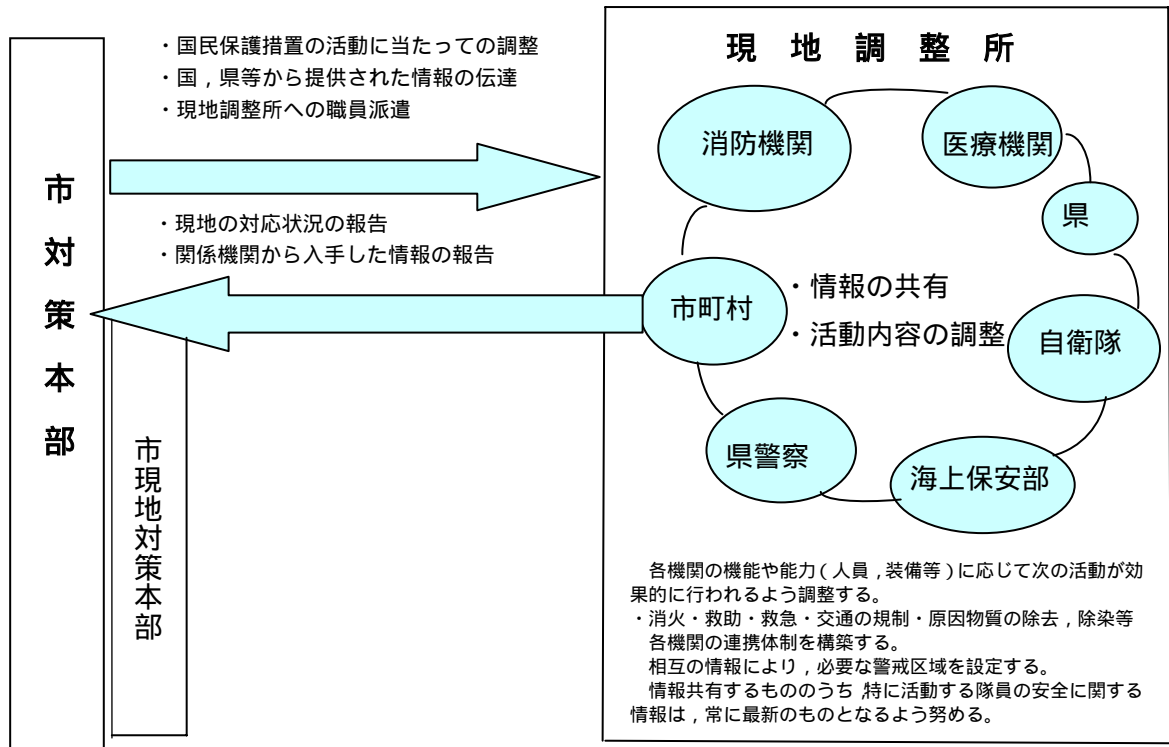
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施ならびに国、県等の対策本部との連絡および調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減および現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(または関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有および活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格】

ア 現地調整所は，現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い，現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば，典型的な場面として，避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して，関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）

イ 現地調整所は，事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから，あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく，むしろ，現場の活動上の便宜から最も適した場所に，テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては，現場レベルにおける各機関の代表者が，定時または随時に会合を開くことで，連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により，市は，消防機関による消火活動および救助・救急活動の実施および退避の指示，警戒区域の設定等の権限行使を行う際に，その判断に資する情報収集を行うことにより，現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また，現地調整所における最新の

情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。その場合においては、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、水道局無線、消防無線、清掃無線）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災情報システム、加入電話および臨時電話などを活用し、また、本市の保有する以外の無線局等の協力を得て、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

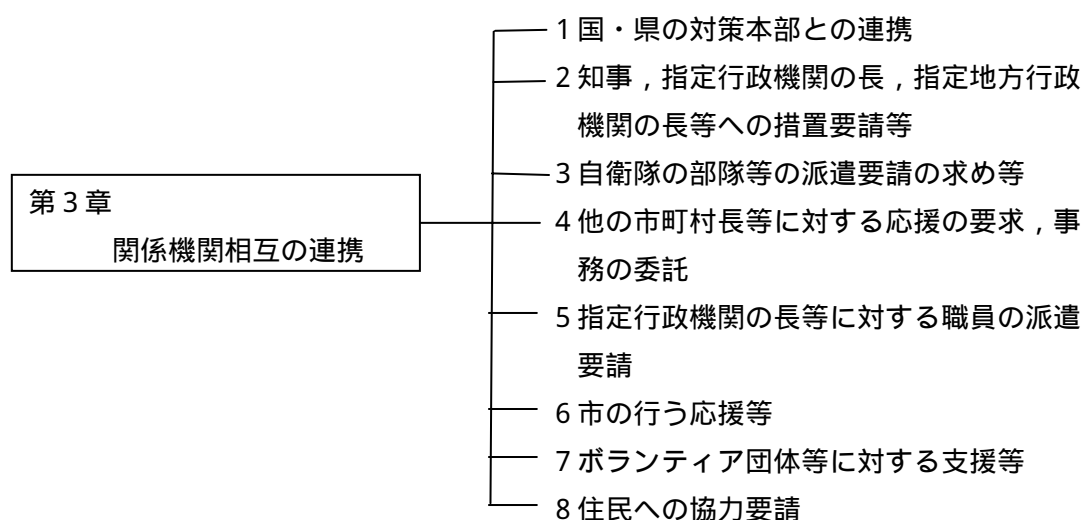
市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関および指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|--|
| 主な実施担当 | 市（庶務課、防災対策室、人事課、地域振興課、健康福祉総務課、消防局、教育委員会） |
| 関係機関 | 全指定地方行政機関、全関係指定公共機関、全指定地方公共機関 |

計画の体系



1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部および、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は，当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは，知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し，その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において，市は，要請する理由，活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

市は，当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，知事等に対し，指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 定公共機関，指定地方公共機関への措置要請

市は，国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは，関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し，その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において，市は，当該機関の業務内容に照らし，要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は，国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは，知事に対し，自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また，通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は，努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長または当該市の協議会委員たる隊員を通じて，陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監，海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監，航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し，防衛庁長官に連絡する。なお，要請を行う場合には，次の事項を明らかにするとともに，文書により行う。ただし，事態が急迫して文書によることができない場合には，口頭または電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況および派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

(ア) 避難住民の誘導（誘導，集合場所での人員整理，避難状況の把握等）

(イ) 避難住民等の救援（食品の給与および飲料水の供給，医療の提供，被災者の搜索および救出等）

(ウ) 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握，人命救助活動，消防および水防活動，NBC攻撃による汚染への対処等）

(エ) 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去，施設等の応急復旧，汚染の除去等）

エ その他参考となるべき事項

(2) 市長は，国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動および治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）および知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも，市対策本部および現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は，必要があると認めるときは，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにしたうえで，他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には，その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は，必要があると認めるときは，知事等に対し応援を求める。この場合，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにする。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は，国民保護措置の実施のため必要があるときは，指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し，当該機関の職員の派遣の要請を行う。また，必要があるときは，地方自治法の規定に基づき，他の地方公共団体に対し，当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は，(1)の要請を行うときは，県を経由して行う。ただし，人命の救助等のために緊急を要する場合は，直接要請を行う。また，当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて，国民保護措置の実施のため必要があるときは，県を経由して総務大臣に対し，(1)の職員の派遣について，あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

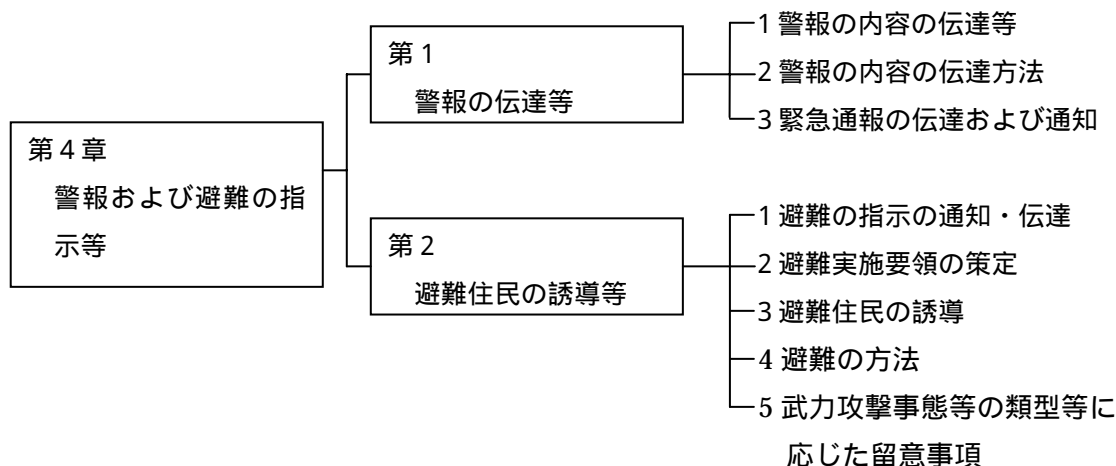
避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

計画の体系



第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|--|
| 主な実施担当 | 市(防災対策室, 情報システム課, 広聴広報課, 地域振興課, 経営管理課, 観光課, 河港課, 消防局, 教育委員会) |
| 関係機関 | 四国管区警察局, 全関係指定公共機関, 全指定地方公共機関, 県 |

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

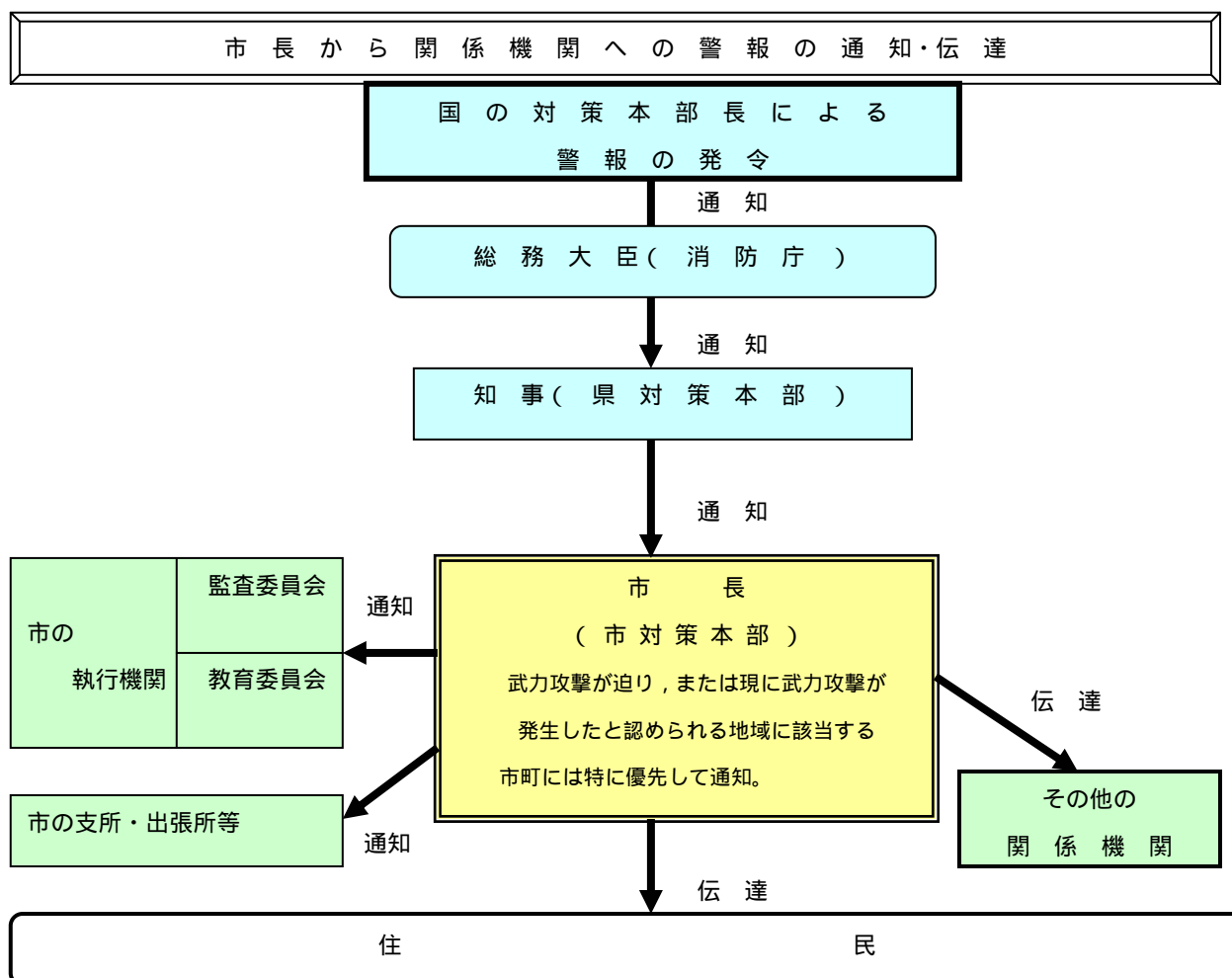
ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある国公私
の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林
組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達
する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育
園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市の
ホームページ(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(㊦) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

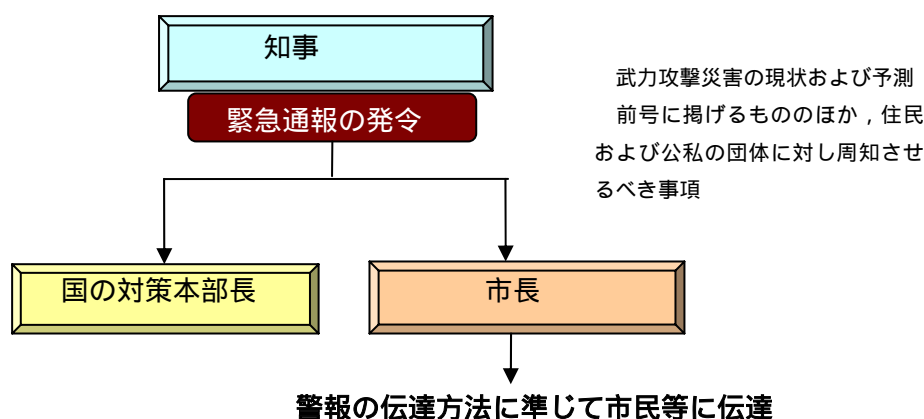
(4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

緊急通報の伝達・通知のしくみは以下のとおり。

【緊急通報の発令・通知・伝達】

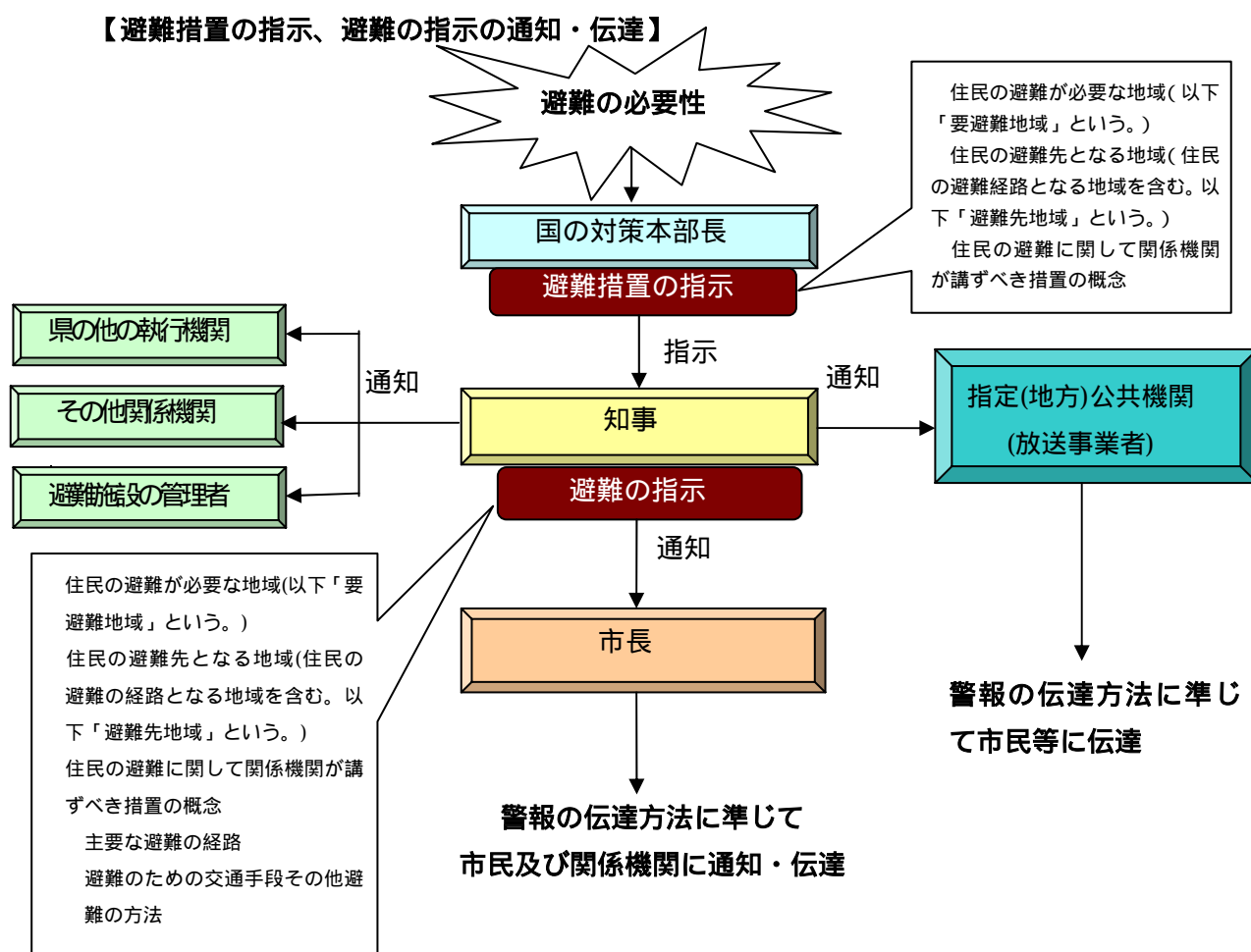


第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

- ア 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所および集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段および避難の経路
- キ 市職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援

- サ 避難住民の携行品，服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては，以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期，優先度，避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定)
- カ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン，災害時要援護者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置，連絡手段の確保)
- コ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設，飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

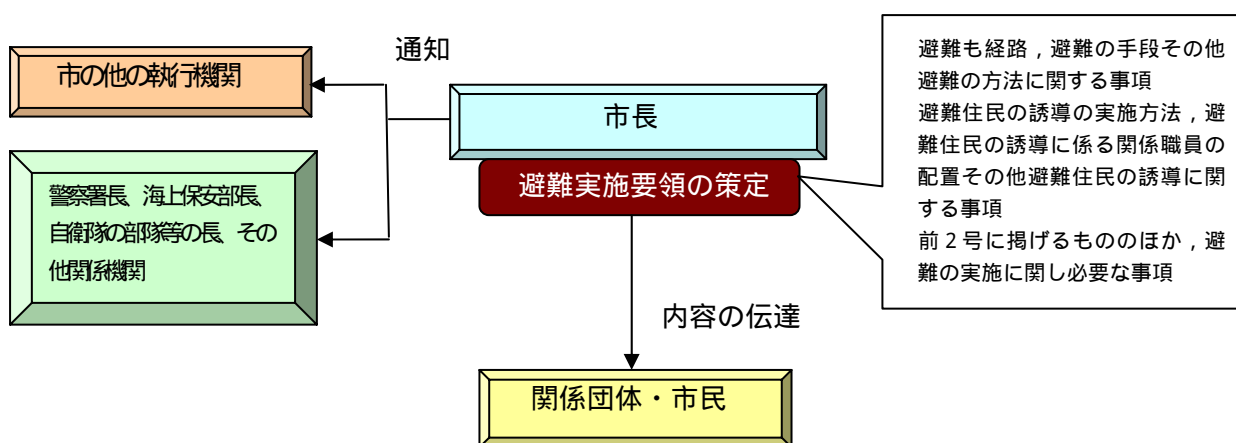
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)および国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等および自衛隊地方連絡部長ならびにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達・通知】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

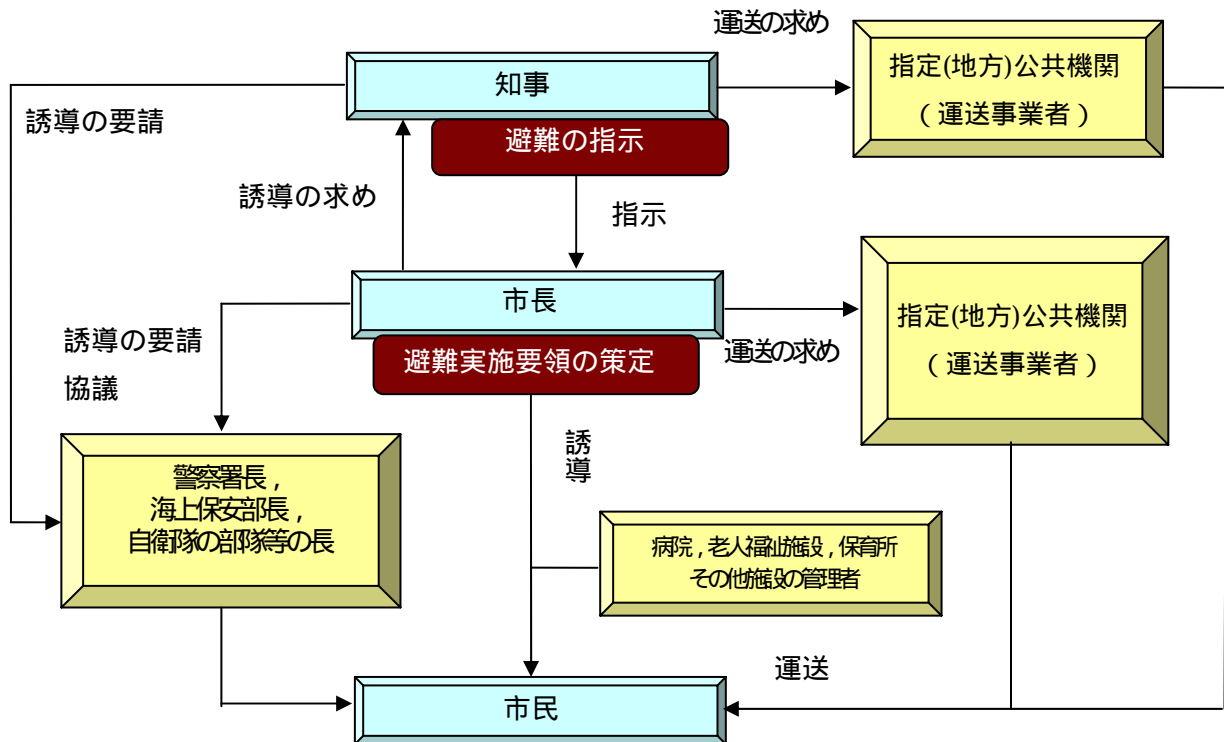
市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員ならびに消防局長および消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

避難誘導の流れは以下のとおり。

【避難誘導の流れ】



(2) 消防機関の活動

消防局および消防署は、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防局または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員および消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、

市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室および農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の方法

(1) 避難の方法として想定すべき3ケース

県国民保護計画において想定されている事態の類型を踏まえ、避難措置の内容(距離・時間余裕、発生場所)の観点から、主な避難方法として以下の3 ケースを想定する。

ケース1：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難(退避)する必要があるような事態

ケース2：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態

ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難(退避)させる必要がある事態

【避難の方法として想定すべき3ケース】

| 避難ケース | 距離 | | | 時間余裕 | 被害有無 | 避難措置の指示等 | 想定される事態の例 |
|---|--------------|----|----|--------|-------|---------------------|---|
| | 屋内 | 市内 | 市外 | | | | |
| ケース1 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態』 | | | | なし | - | 避難措置の指示が事後的となる可能性あり | 弾道ミサイル攻撃(着弾前) 急襲的な航空攻撃 ゲリラ・特殊部隊による攻撃(1)など 1 状況によってはケース2のような対応もあり得る |
| ケース2 『市内、市外の避難所に避難する必要がある事態』 | | | | 比較的あり | - | 避難措置の指示に基づく避難 | 着上陸侵攻 石油コンビナート等に対する破壊攻撃(武装工作員による占拠の場合)など ゲリラ・特殊部隊による攻撃(2)など 2 状況によってはケース1のような対応もあり得る |
| | | | | 可及的速やか | 負傷者多数 | 避難措置の指示に基づく避難 | 弾丸ミサイル攻撃(着弾後)など |
| ケース3 『区域外に不特定多数の市民を避難(退避)させる必要がある事態』 | 要避難地域(警戒区域)外 | | | 可及的速やか | 負傷者多数 | 避難措置の指示が事後的となる可能性あり | 市街地における爆破テロ 市街地における化学剤を用いた攻撃 など |
| その他(上記ケースの組み合わせ) | | | | | | | ゲリラ・特殊部隊による攻撃(昼間の市街地における突発的な攻撃)など |

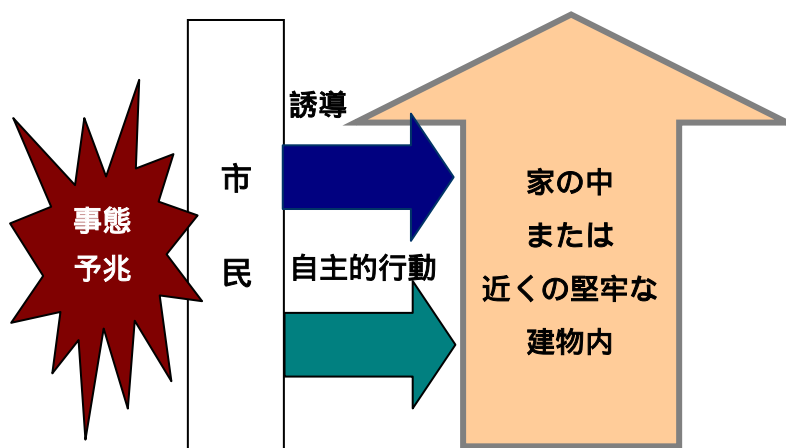
ア ケース1：時間的余裕がなく，屋内へ緊急避難（退避）する必要があるような事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空攻撃，ゲリラ・特殊部隊による攻撃など，突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には，市民は屋内に避難（または退避）することが基本となる。

（ア）事態の例

- ・ 弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・ 急襲的な航空攻撃
- ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部等における突発的な攻撃）など

（イ）屋内への緊急避難（退避）のイメージ



（ウ）措置の流れ

以下の a ~ c の流れを前提とする。ただし，ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など，事態によっては，避難措置の指示を待たずに退避の指示，警戒区域の設定等を行う。

- a 国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他，記者会見等による国民への情報提供）
- b 知事：避難の指示
- c 市長：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

（エ）屋内への避難（退避）の指示の内容（例）

「区 町 XX 丁目の地区の住民は，屋外での行動に危険が生じるため，落ち着いてコンクリートの堅牢な建物または一時的に避難（退避）すること」

(オ) 特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市の広報車や携帯マイク等を利用し、避難の指示（または退避の指示）を伝達する。
- ・被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を改めて指示する。

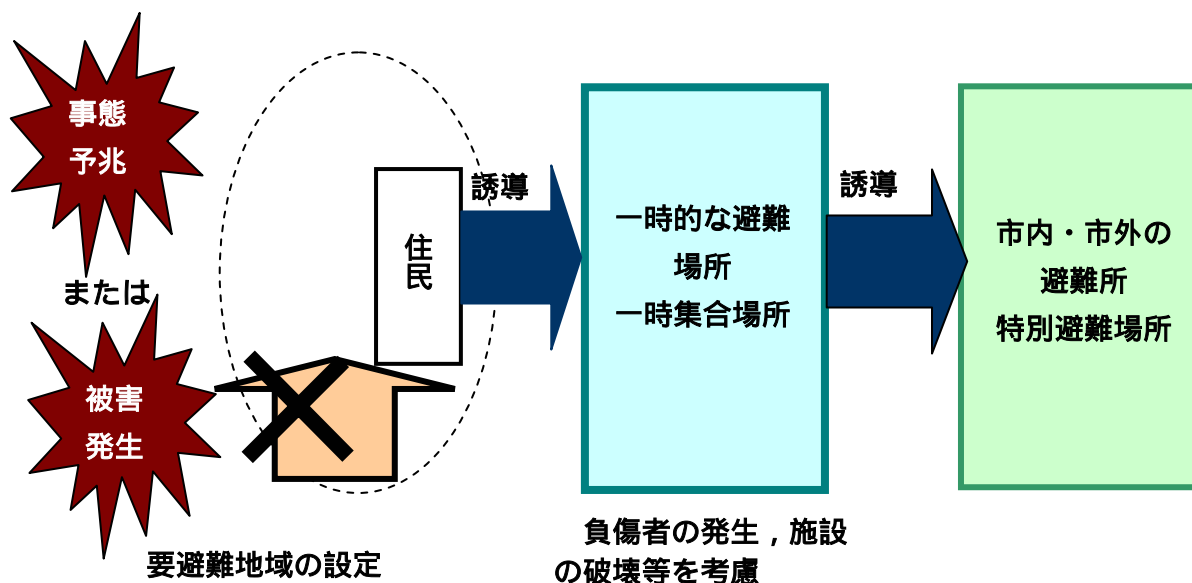
イ ケース2：市内，市外の避難所に避難する必要がある事態

市が要避難地域に指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。災害時要援護者のための特別避難場所等の確保が必要。弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難もこのケースに該当する。

(ア) 事態の例

- ・ 着上陸侵攻
- ・ 石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠）
- ・ 弾道ミサイル攻撃（着弾後） など

(イ) 避難のイメージ



(ウ) 措置の流れ

以下の a ~ c の流れを前提とする。

- 国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他，記者会見等による国民への情報提供）
- 知事：避難の指示

c 市長：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

(㉔) 避難の指示の内容（例）

（この場合，詳細は避難実施要領に定める）

(㉕) 特徴等

- ・ 着上陸侵攻に伴う避難は，事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として，平素からかかる避難を想定した具体的な対応については，定めることはしない。
- ・ 弾道ミサイルの着弾後など，受害後の避難においては，死者および負傷者の発生，施設の被害などを前提とする必要がある。

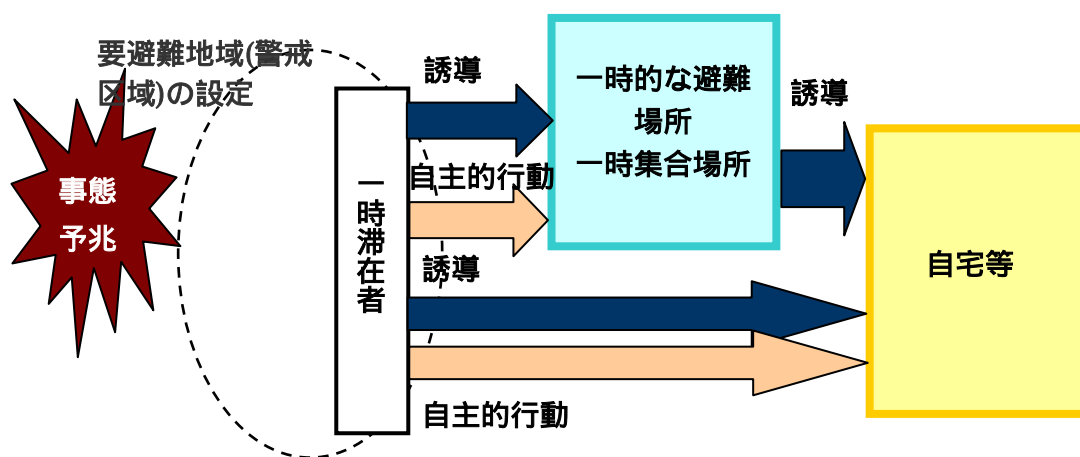
ウ ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態

突発的な事態の発生を受け，市長が退避の指示，警戒区域の設定を行う。大規模集客施設やターミナルなどにおいては，通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く，不特定多数の市民を警戒区域外に退避させ，帰宅を促す。場合によっては一時的な集合場所を設置する。

(㉖) 事態の例

- ・ 市街地における爆破テロ
- ・ 市街地における化学剤を用いた攻撃 など

(㉗) 区域外への避難（退避）のイメージ



(㉘) 措置の流れ

以下の a b c d の流れを前提とする。まずは避難措置の指示を待たずに，市

長が退避の指示，警戒区域の設定を行うこともあり得る。

- a 市長：退避の指示，警戒区域の設定
- b 国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他，記者会見等による国民への情報提供）
- c 知事：避難の指示
- d 市長：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

(㉔) 区域外への避難（退避）の指示の内容（例）

「XXX(例えば大規模集客施設)の中にいる者は，XXXでの行動に危険が生じるため，落ち着いて構内の放送や施設職員の指示に従い，落ち着いて施設外（退避）すること」

(㉕) 特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか，市は広報車や携帯マイク等を利用し，避難の指示（または退避の指示）を伝達する。
- ・大規模集客施設や駅，企業等の避難（または退避）に関しては，施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・NBC 攻撃の場合，避難誘導する者に防護服を着用させる等，安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

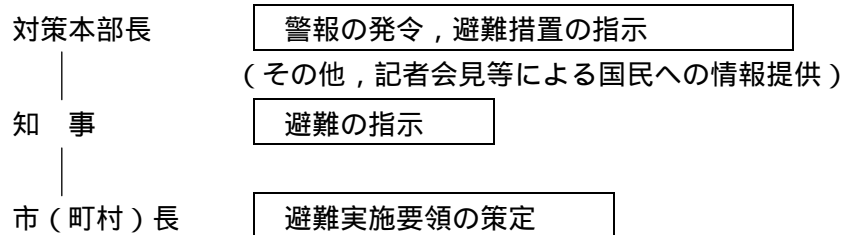
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(国または国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても，対策本部長の避難措置の指示および知事による避難の指示を踏まえて，避難実施要領を策定し，迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお，急襲的な攻撃に際しては，避難措置の指示を待たずに，退避の指示，警戒区域の設定等を行う必要が生じるが，その際にも，事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際，ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は，多くの場合は，攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから，警報の内容等とともに，現場における自衛隊，海上保安部等および県警察からの情報や助言等を踏まえて，最終的には，住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際，武力攻撃がまさに行われており，住民に危害が及ぶおそれがある地域については，攻撃当初は一時的に屋内に避難させ，移動の安全が確保された後，適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から，避難実施要領の策定に当たっては，各執行機関，消防機関，県，県警察，海上保安部等，自衛隊等の関係機関の意見を聴き，それらの機関からの情報や助言を踏まえて，避難の方法を策定することが必要であり，また，事態の変化等に機敏に対応するため，現場における関係機関の情報を共有し，関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう，現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」，といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では，個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに，県警察，消防機関，海上保安部等，自衛隊等からの情報や助言に基づき，各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合，初動時には，住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから，平素から，住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

イ 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

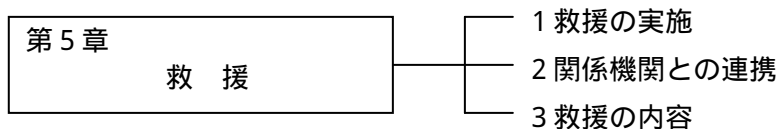
離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国ならびに運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

第5章 救援

| | |
|--------|---|
| 主な実施担当 | 市(防災対策室,財産活用課, 地域振興課,健康福祉総務課,障害福祉課,長寿社会対策課,こども未来課,感染症対策室,経営管理課, 環境政策課,商工労政課,農林水産課,監理課,河港課,住宅課,消防局, 水道局,教育委員会) |
| 関係機関 | 日本赤十字社,県 |

計画の体系

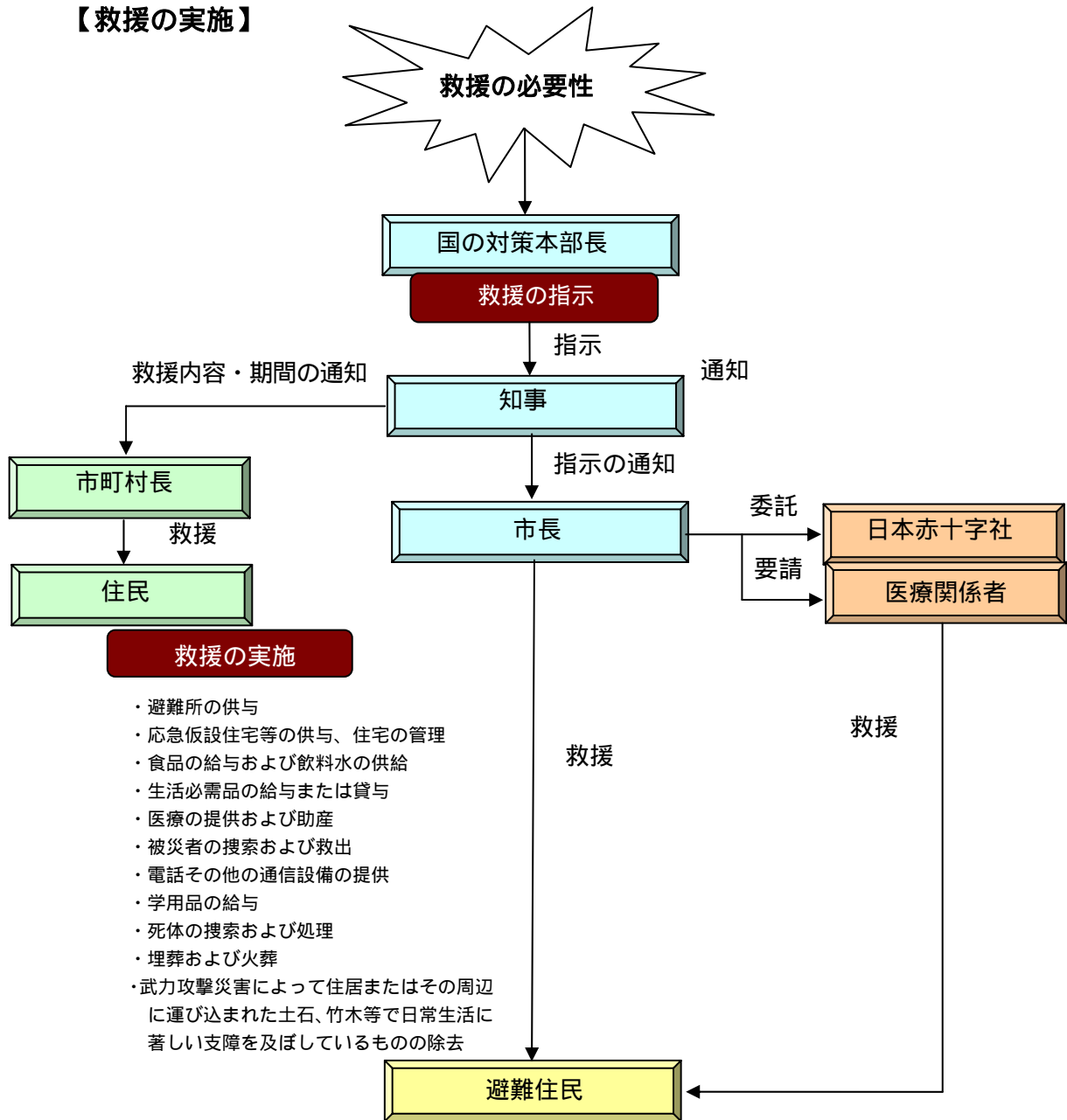


1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。なお、市長は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

【救援の実施】



(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度および基準」という。)および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

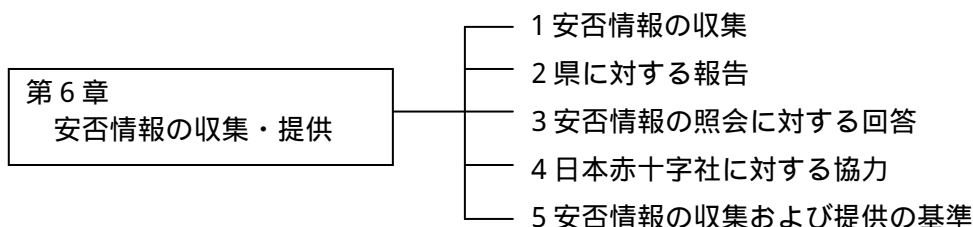
また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める

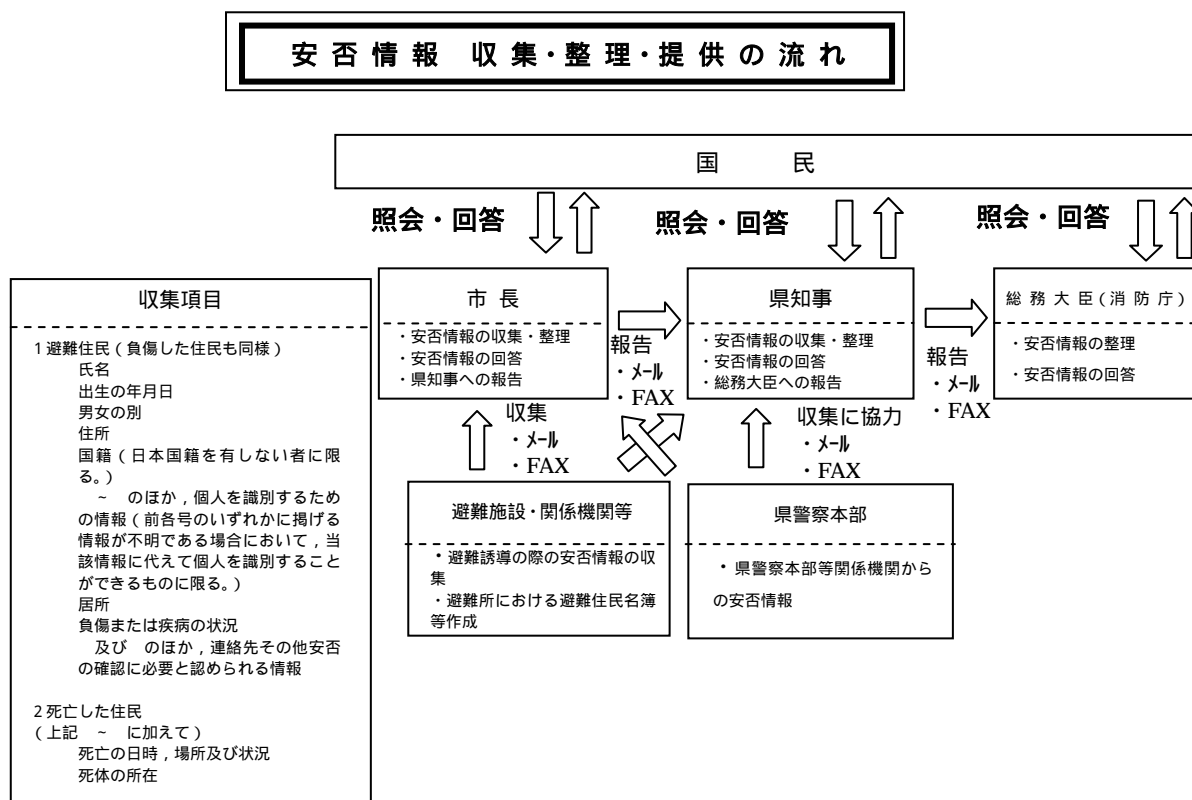
| | |
|--------|--|
| 主な実施担当 | 市（国際交流室、防災対策室、情報システム課、広聴広報課、健康福祉総務課、経営管理課、消防局、教育委員会） |
| 関係機関 | 四国管区警察局、四国旅客鉄道株式会社、日本赤十字社、全指定地方公共機関、県 |

計画の体系



1 安否情報の収集

安否情報の収集、整理および提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、(3)ア、イと同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報の収集および提供の基準

(1) 安否情報の収集

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

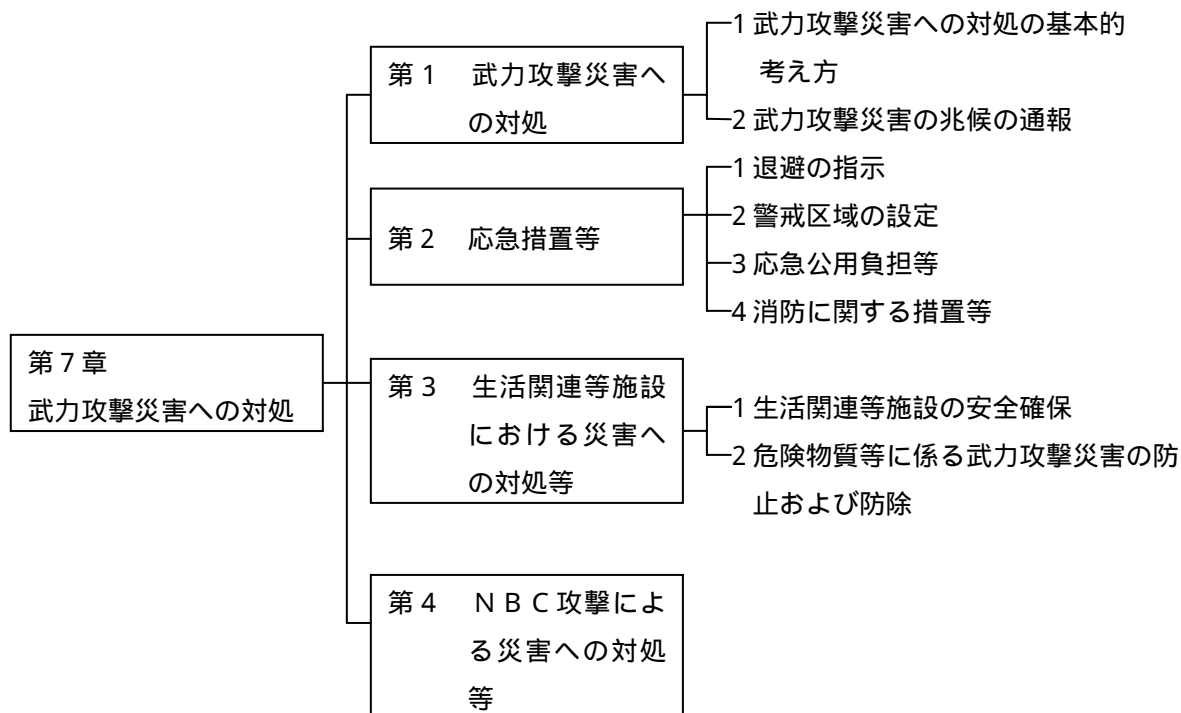
また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 安否情報の報告および照会に対する回答

市による安否情報の県への報告および照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

計画の体系



第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

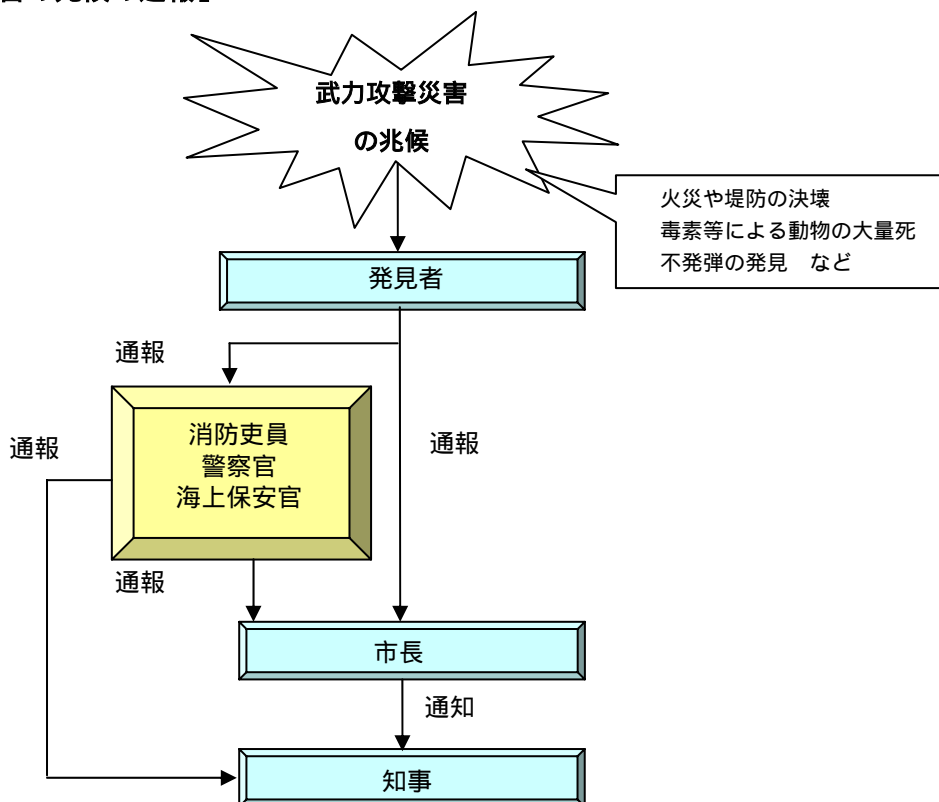
(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

『武力攻撃災害の兆候の通報』



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（または、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合には、屋内への退避を指示する。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察および海上保安部等々と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員および消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設および人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動および救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

この場合において、消防局および消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長または消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事または他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合または武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成および施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画および緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じまたは、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動および救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合および消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動および救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部および県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保

安部等，自衛隊等と共に現地調整所を設けて，各機関の情報の共有，連絡調整にあたらせるとともに，市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は，知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは，武力攻撃の状況および予測，武力攻撃災害の状況，災害の種別，防護可能な資機材，設備，薬剤等に関する情報を収集するとともに，出勤する要員に対し情報の提供および支援を行う。

エ 消防団は，施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し，災害現場においては，消防局と連携し，その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長，消防局長または水防管理者は，特に現場で活動する消防職団員，水防団員等に対し，必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる対処について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置

ア 対象

- (ア) 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- (イ) 毒物および劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者，同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物および劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市または特別区が登録の権限を有する場合）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限（危険物については，消防法第12条の3，毒物劇物については，国民保護法第103条第3項第1号）
- (イ) 危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬または消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

市長は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求める。また，市長は，1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（または職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定

を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所が設置されている市においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源および汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長および関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対象物件等 | 措置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限・移動の禁止・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止 ・給水の制限または禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限・交通の遮断 |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

| | |
|---|--|
| 1 | 当該措置を講ずる旨 |
| 2 | 当該措置を講ずる理由 |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期 |
| 5 | 当該措置の内容 |

6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

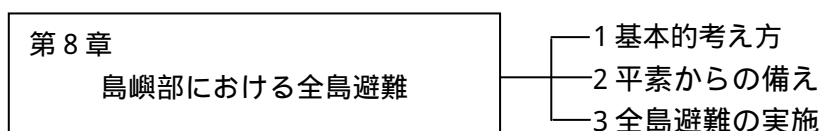
第8章 島嶼部における全島避難

本県では、小豆島をはじめ、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の110余の島が存在する。そのうち有人の島は24あり、本市の有人の島は男木島・女木島・大島の3島で島民数は782人である。また、観光客等の一時滞在者も多い。

これら島嶼部における武力攻撃災害への対処に当たっては、的確かつ迅速に避難措置を行うため、全島避難等の事項について以下のとおり定める。

| | |
|--------|---|
| 主な実施担当 | 市（防災対策室、地域振興課、健康福祉総務課、河港課、消防局） |
| 関係機関 | 四国管区警察局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、第六管区海上保安本部、四国旅客鉄道株式会社、社団法人県バス協会、社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、宇高国道フェリー株式会社、香川県離島航路事業協同組合、雌雄島海運株式会社、県 |

計画の体系



1 基本的考え方

(1) 計画的な全島避難

島嶼部については、武力攻撃事態等において避難措置の指示を受けたときは、全島民（島内に一時的に滞在しているものを含む。以下「島民等」という。）を計画的に県内もしくは近隣県へ避難させることを基本とする。

(2) 現地対策本部の設置

市長は、全島避難を行うにあたっては、必要に応じて現地対策本部を設置するなど、要避難地域の住民と連携・協力し、島民等の全島避難を円滑に実施する。

(3) 住民の生命、身体および財産の保護

市は、県、他市町、その他の防災関係機関とともに、全島避難等に関する総合的な施策の推進を図り、武力攻撃災害から島民等の生命、身体および財産の保護に最大限の努力をする。

2 平素からの備え

(1) 情報の収集および伝達

市は、武力攻撃事態が発生した場合、国、県、近隣県・市町、その他の防災関係機関と正確な情報収集および伝達が可能となるように連絡体制を整備するとともに、国民保護市対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

(2) 基礎的資料の収集・整備

市は、島嶼部においては、以下の資料を準備する。

- ・ 市内の主要な港湾施設に関する資料
- ・ 全島避難時に使用する船舶等の輸送能力に関する資料
- ・ 島内にある港湾等までの輸送体制に関する資料

(3) 警報および避難の指示等の伝達に必要な準備

市は、警報および避難の指示等の漁業従事者に対する伝達が行われるように、漁業協同組合間の連絡体制づくりや管区海上保安部本部との連携体制を確保する。

3 全島避難の実施

(1) 全島避難の計画

市は、全島避難を実施するにあたり、避難の準備から避難先の確保までを含めた全体的な方針を策定し、計画的に避難措置を実施する。

市は、避難措置の実施にあたり、相互応援協定を締結している市町に対して応援を要請するなど、島民等を安全・確実に避難させるための調整を行う。

(2) 関係機関との連携

ア 市長は、離島の住民の避難が必要と判断する場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める。また、以下の情報について、県に早急に連絡する。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ 市長は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう県の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

ウ ア、イにおいて、市は、県と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定める。

(3) 安否情報の収集および照会・回答

市は、全島避難にあたっては、特に避難者漏れの防止について留意する必要があることから、次の事項に留意して、安否情報の収集および照会・回答を行う。

- ・ 市による避難者名簿の作成
- ・ 避難島民等を誘導する市職員の避難者名簿の携行

(4) 避難者に関する留意事項

市は、全島避難における避難生活において、全島避難の特性にかんがみ、次の事項について特に留意する。

- ・ 避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供
- ・ 早い段階から市営住宅等を提供できる態勢の確保

第9章 被災情報の収集および報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集および報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県および消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県および消防庁に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|--|
| 主な実施担当 | 市（健康福祉総務課、障害福祉課、長寿社会対策課、こども未来課、感染症対策室、保健センター、経営管理課、廃棄物指導課、教育委員会） |
| 関係機関 | 中国四国厚生局、日本赤十字社、社団法人高松市医師会 |

計画の体系



1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確

保，飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は，地域防災計画の定めに準じて，水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は，水道施設の被害状況の把握を行うとともに，供給能力が不足する，または不足すると予想される場合については，県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は，避難先地域の住民の健康維持のため，栄養管理，栄養相談および指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は，環境大臣が指定する特例地域においては，県と連携し廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して，必要に応じ，環境大臣が定める特例基準に定めるところにより，廃棄物の収集，運搬または処分を業として行わせる。

イ 市は，アにより廃棄物の収集，運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集，運搬または処分が行われたことが判明したときは，速やかにその者に対し，期限を定めて廃棄物の収集，運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど，特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は，地域防災計画の定めに準じて，「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ，廃棄物処理体制を整備する。

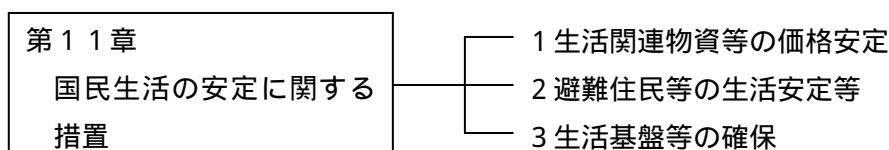
イ 市は，廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに，処理能力が不足する，または不足すると予想される場合については，県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

| | |
|--------|---|
| 主な実施担当 | 市(市民税課, 地域振興課, 健康福祉総務課, 商工労政課, 農林水産課, 道路課, 河港課, 下水道管理課, 水道局, 教育委員会) |
| 関係機関 | 四国旅客鉄道株式会社, 西日本電信電話株式会社, 四国電力株式会社, 西日本高速道路株式会社, 本州四国連絡高速道路株式会社, 日本赤十字社, 四国ガス株式会社, 高松琴平電気鉄道株式会社, 社団法人県バス協会, 社団法人香川県トラック協会, ジャンボフェリー株式会社, 宇高国道フェリー株式会社, 香川県離島航路事業協同組合, 雌雄島海運株式会社, 社団法人高松市医師会, 県 |

計画の体系



1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに市税(延滞金を含む)の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 2 章 特殊標章等の交付および管理

市は、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付および管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される

国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される

身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

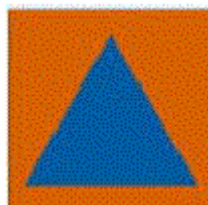
ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、

国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形）

オレンジ色地に
青の正三角形



【様式 4】

| 表題 | 裏面 |
|----|----|
| | |

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

(2) 特殊標章等の交付および管理

市長，消防局長および水防管理者は，「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき，具体的な交付要綱を作成した上で，それぞれ以下に示す職員等に対し，特殊標章等を交付および使用させる（「市の特殊標章および身分証明書に関する交付要綱（例）」および「消防本部の特殊標章および身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

ア 市長

- ・ 市の職員（消防局長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長および水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長および消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長および水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は，国，県およびその他関係機関と協力しつつ，特殊標章等および赤十字標章等の意義およびその使用に当たっての濫用防止について，教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。